

近世上方支配の再編

藤 本 仁 文

【要約】 本稿は、一七世紀末—一八世紀初頭に行われた江戸幕府による上方支配の再編を明らかにするものである。当該期の大きな特徴として、上方で行われていた激しい領主交代が激減すること、転封を繰り返していた譜代大名が全国各地で一斉に定着していくことが挙げられ、本稿ではこの二つの変化が連動して起きていることに注目し、全国支配再編との関連性を明らかにしようとするものである。

一七世紀段階の上方においては、京都所司代ら幕府官僚と譜代大名の存在形態・役割・権限が未分離であり、両者の合議による上方支配が展開した。一七世紀末—一八世紀初頭にかけて、両者は最終的に分離し、譜代大名は外様大名と同様に將軍を頂点とする軍役体系のもとに編成されて全国各地で譜代藩として定着していき、また老中・寺社奉行・勘定奉行らが担当する全国支配のもとで、京都所司代・大坂城代を頂点とする幕府支配機構が一定程度の独自性を持ちながら上方支配を担当することとなった。

史林 九四巻四号 二〇一一年七月

はじめに

本稿は、元禄—享保期に行われた江戸幕府による上方支配の再編を明らかにするものである。これまで明らかにされている当該期の最も大きな変化は、第一に享保期に幕府勘定所がそれまでの関東方と上方という地域分割を廃止して公事方と勝手方という機能分割へと機構整備がなされること、第二に寛文期に成立した京都町奉行所が山城・大和・近江・丹

波・撰津・河内・和泉・播磨の八ヶ国の広域支配を担当したが、享保七年（一七二二）に撰津・河内・和泉・播磨の四ヶ国は大坂町奉行所の管轄とされた、いわゆる「享保の国分け」が行われることである。^①享保期に重要な政策が集中しているが、近年の研究成果によってその端緒として元禄期が重要な意味を持ったことが分かってきており、その歴史的评价が必要となっている。

この元禄期に関しては、朝尾直弘氏が畿内村落の分析から幕藩制支配まで一七世紀の畿内の歴史像を立体的に明らかにした『近世封建社会の基礎構造』の中で、「上は大名の移動から、下はⅢ（畿内における初期の新田開発——注筆者）でみたような統領職の取扱いにいたるまで、単に幕府の行政機構だけでなく、藩の配置、支配理念までをふくめて、元禄期に畿内における幕藩制支配は動揺のさなかにあつたのである」と述べて以来の課題であるといえる。なお朝尾氏はこの時期の変化を社会構造の変化に有効に対応できずに動揺していた畿内の幕藩制支配を示すものとしている。近年は、その実態が実証的に明らかにされて、より正確に把握できる段階となっている。

まず大和国の広域支配を担った奈良奉行に関しては大宮守友氏が、元禄九年（二六九六）に従来の一員制から二員制となり、同一五年に元に戻されて常勤体制が導入されること、また非人番制の形成と関わりながら個別領主権を越えて吟味筋の取り締まりを強化し、警察権を積極的に行使し始めたことを明らかにした。^②そして当該期に大和国はかつて安岡重明氏が提起した、個別領主支配のみならず幕府遠国奉行による広域支配が展開する「非領国」^④に該当する様相になると評価している。また村田路人氏が、この元禄九—一五年の奈良奉行の変化や伏見・堺奉行の一時廃止と復活が、大坂町奉行加藤泰堅の罷免に端を發した全国の遠国奉行政策の一環であり、従来のように上方内部ではなく元禄期幕政史の問題として捉えるべきことを明らかにした。^⑤また幕府の寺院行政に関して、上方を対象地域として分析した杉田善雄氏が、元禄の寺院改めによって地域のすべての寺院の宗旨・本末関係等々を総調査して幕府公認のものとして確定し、かつそれを地域の奉行所の掌握体制下においたことや、寺社奉行支配に介入して地域の奉行・代官による寺院掌握体制が確立したことを明

らかにしている。^⑥

これらの研究によって元禄期が重要な意味を持つことが明らかとなり、また当該期の変化を上方内部で完結させて分析するのではなく、全国支配の変化との相互関連性を明らかにすべき研究段階となったといえる。本稿はこれらの研究を踏まえて、全国支配再編との関連性・連動性に留意しながら、当該期に行われる上方支配の再編を明らかにする。また本稿では元禄期に注目しつつも、享保期までを一括して捉えることにする。なぜなら前稿で明らかにしたように、吉宗政権は元禄―正徳期の間に積み残された課題を解決することで、「享保改革」と呼ばれてきた政治改革を行っているからである。このため本稿では、元禄から享保までを一括した時期として捉え、なおかつ幕藩体制がこの時期を潜り抜けることで、一八世紀の日本が一七世紀段階とは質的に異なる特質を持ったことを重視して分析する。またこの場合、元禄―享保期の画期性の上に重点を置くのではなく、寛文・延宝期に形を整えた幕藩体制がその蓄積を踏まえて当該期にどのような質的変化を起こすか、そして変化した幕藩体制が宝暦―天明期にどのような新しい政治・社会状況を生み出していくかという連続面を重視して、近世の中で当該期の位置づけを明らかにする。朝尾氏がかつて近世史研究の問題点として、「前期の研究と中後期の研究の断絶、対話の不成立」「前期の研究と中後期の研究は断絶の度を深め、ちようど、分断された爬虫類の、あたまと胴がそれぞれべつの運動を開始したような状況」と指摘しているが、この問題はつまるところ日本近世の中で当該期がどのような位置づけを持つか明らかとなっていないことに要因があると考えられるからである。本稿は、以上の問題関心から、上方を事例として元禄―享保期の歴史的な位置づけを行うものでもある。

なお右で述べた問題を説明するにあたって、具体的には以下の二つの課題を設定する。第一の課題は、譜代大名の役割・存在意義に注目して当該期の上方支配の再編を明らかにすることである。山本博文氏が淀・高槻藩主の両永井や島原藩主高力らの役割に注目し、「幕府戦略上からある地方に封じられた譜代大名は、旗本である遠国奉行を指導する立場にあり、幕藩制国家権力の不可欠な構成要素として存在していたことを見落とすべきではない」と指摘しているが、これが^⑩

一七世紀段階の上方支配さらには全国支配の特質を端的に述べたものであると考えられる。従来幕府による支配という奉行・代官の役割のみに重点を置いて論じられてきており、これは上方支配研究も同じ問題を抱えている。本稿では永井兄弟のような譜代大名に注目して、寛永―寛文期の京都所司代・両永井と諸奉行の合議機関である八人衆体制による支配から、元禄―享保期に確立する幕府支配機構による上方支配へと移行していく過程を明らかにする。

第二の課題は、上方で行われていた激しい領主交代の激減および全国各地における譜代大名の転封の激減という、当該期に起こる二つの変化の関連性・連動性に注目して、上方支配の再編と全国支配再編との関連性を明らかにすることである。一七世紀段階では上方の多くの地域で激しい領主交代があったにもかかわらず、一八世紀以降幕府領と役知領を交互に繰り返す決まった地域だけで領主交代が行われるようになる。また譜代大名に関しても、全国各地に転封を繰り返していたにもかかわらず、当該期に各地で一斉に定着していく。これらの事実はよく知られているが、何故領主交代が激減するのか、何故譜代大名は定着するのかという理由を説明し、その歴史的意義を明らかにした研究は存在しない。本稿ではこの上方内部での変化と全国各地で起こる変化が一つの共通した背景を持つていることを明らかにし、上方を事例にして当該期に行われた全国支配再編の一端を明らかにする。

- ① 大石慎三郎『享保改革の経済政策』（御茶の水書房、一九六二）、大石学『享保改革の地域政策』（吉川弘文館、一九九六）、村田路人『幕府上方支配機構の再編』（大石学編『日本の時代史』一六、享保改革と社会変容）、吉川弘文館、二〇〇三）等参照。
- ② 朝尾直弘『畿内における幕藩制支配』（『朝尾直弘著作集』第一卷（岩波書店、二〇〇三）、以下前掲朝尾論文、三五六頁。
- ③ 大宮守友『近世の畿内と奈良奉行』（清文堂出版、二〇〇九）。
- ④ 安岡重明『近畿における封建支配の性格——非領国に関する覚書——』（同『日本封建経済政策史論』（大阪大学経済学部社会経済研究
- 室、一九五九、初出は一九五八）。
- ⑤ 村田路人『元禄期における伏見・堺西奉行の一時廃止と幕府の遠国奉行政策』（『大阪大学大学院文学研究科紀要』四三、二〇〇三）、以下前掲村田論文。
- ⑥ 柚田善雄『近世前期の寺院行政』（同『幕藩権力と寺院・門跡』（思文閣出版、二〇〇三）、初出は一九八一）。
- ⑦ 拙稿『元禄―享保期三都における消防制度設立』（『ヒストリア』二〇九、二〇〇八、以下拙稿①）。本稿と同様の視角から当該期を分析した成果として、前掲大石慎三郎著、高壱利彦『一八世紀前半の日本

——泰平のなかの転換——」(岩波講座日本通史 一三、一九九四)がある。

⑧ 大石学編『日本の時代史一六 享保改革と社会変容』の「あとがき」では、近世の転換をどこに求めるかという点に関する研究史の整理や当該期の位置づけに関する現状の問題等が簡潔に記述されている。

⑨ 朝尾直弘『近世の政治と経済(一)』(朝尾直弘著作集)第八巻(岩波書店、二〇〇四)、初出は一九六九 四三・四四頁。

⑩ 山本博文『寛永時代』(吉川弘文館、一九八九)一一八頁、同『幕藩制の成立と近世の国制』(校倉書房、一九九〇)一六六頁。

⑪ 前掲朝尾論文。

⑫ 八木哲浩『大坂周辺の所領配置について』(『日本歴史』二三一、一九六七)、藤野保『新訂幕藩体制史の研究』(吉川弘文館、一九七五)

五七四～五八七頁。

第一章 元禄—享保期以前の京都所司代・大坂城代

上方は、関東と並ぶ江戸幕府の拠点地域であり、このため上方には京都所司代・大坂城代という老中に次ぐ幕府の重職が置かれ、両役を頂点とする支配機構が当該地域の支配を担当していた。こうした江戸幕府による上方支配を本格的に明らかにしたのがすでに触れた朝尾氏であり、ここでは寛永—寛文期に所司代・両永井と諸奉行の合議機関である八人衆体制による支配に注目して、江戸から相対的独自性をもって上方支配が行われていたことが明らかにされた。その後は、一九七〇年代の国奉行制研究の影響を受けつつ、時期的な画期としては、上方八ヶ国の広域支配を担当する京都町奉行所が成立する寛文期や、「国分け」が行われる享保期に注目が集まり、またその内容としては、所領を越えて広域支配を担当する京都・大坂町奉行所などの研究が進められてきた。^①近年岩城卓二氏が西国支配の軍事拠点としての大坂に注目して大坂城代を組み込んだ支配機構を明らかにし、さらに小倉宗氏が近世中後期の幕府上方支配機構について、所司代は京都町奉行や伏見・奈良奉行や禁裏附を、大坂城代は大坂町奉行・堺奉行をそれぞれ指揮監督し、所司代と城代を頂点に、東西の四力国を対象とする二つの支配機構が並び立って、江戸から一定程度の独自性を保ちながら、上方支配が行われていたことを明らかにしている。^② これまでも部分的に指摘があったが、長官として上方支配を統轄する所司代・大坂城代を組み込み、またそれぞれの役割が持つ特色や権限の違いを踏まえてその相互関連性を解明することで、支配機構論として立体

的にかつ具体的に明らかにされはじめたといえるだろう。

さてこの所司代・城代は、旗本が任じられる遠國奉行とは異なり、譜代大名が任じられる大名役であることは広く知られていることであるが、その性格・存在形態が元禄―享保期を境に大きく転換することはそれほど知られているわけではない。近年横田冬彦氏が、当初所司代・城代は任命されると居城を他大名に引き渡して京都・大坂に赴任していたが、元禄―享保期以降は居城を有したまま赴任するように変化することを「寛政重修諸家譜」を丁寧に読み込むことで明らかにした^⑧。具体例をあげると、寛文二年（一六六二）大坂城代に任命された小諸藩主青山宗俊が小諸城と領地を幕府に引き渡して大坂に赴任し、一方小諸には新たに酒井忠能が封じられているのである。またこの青山は延宝六年（一六七八）に城代を退任するが、青山に代わって大坂城代を命じられた浜松藩主太田資次はその居城の浜松城を明け渡して大坂に赴任し、代わりに浜松には青山が入封している。従来は「寛政重修諸家譜」等の記述から両役には城持ではない譜代大名が混じっていることははっきり分かっていたが、任命以前に居城を持っていた譜代大名も、所司代・城代就任を機にその居城を明け渡して上方に赴任するという事実が確認された。つまり小諸藩主や浜松藩主等の各藩主の立場で両役に就任することはないのである。

ところが、元禄四年（一六九二）閏八月二六日に所司代に任じられた三河吉田藩主小笠原長重は、吉田城やその領地を有したまま吉田藩主の立場で赴任し、また享保三年（一七一八）八月四日に大坂城代に任じられた美濃加納藩主安藤重行は、加納城や領地を有したまま加納藩主の立場で赴任するようになる。以降両役ともに暫くはこれ以前の形式を取るものが混在するものの、安永三年（一七七四）に最終的に切り替わる。これまで一般的に理解され説明されてきた所司代・城代は、元禄―享保期に転換して以降の両役であり、当該期以前の所司代・城代は、二条城もしくは大坂城以外に拠点を持たないという性格を持っていた。つまり同じ大名役というものの、元禄―享保期以前と以後ではその内実は大きく異なる。この転換が意味するところは従来指摘されている以上に重要な意味を持つため、まずこの事実を確認しておきたい。

【史料1】はすでに触れた寛文二年に大坂城代に就任した青山宗俊に、同四年四月五日付で出された領知宛行状である。青山が大坂城代に任命されたため、小諸城とその領地を引き渡して大坂に赴任したことはすでに触れた。

【史料1】^④

河内国若江・茨田・河内・讚良四郡之内壹万六千四百八拾七石八斗余、和泉国日根・大鳥・和泉三郡内壹万三千九百九拾九石四斗余、摂津国住吉・河辺・嶋下三郡内八千九百五拾七石壹斗余、芥川領之内五百五拾五石壹斗余、遠江国敷智郡内五千石、相模国大住郡内式千九百九拾五石三斗余、武藏国橘樹・荏原両郡内式千四百六斗余、都合五万石目録在事、充行之訖、全可領知者也、仍如件

寛文四年四月五日御朱印

筆者 神尾小左衛門

青山因幡守（宗俊）とのへ

【史料1】の中に、小諸城・城付地となる信濃国佐久郡周辺の記載がない。この領知宛行状は四代將軍家綱の代替わりに際して一斉発給されたものであるが、青山の後に小諸城に入った酒井忠能にも同日付の領知宛行状が出されている。^⑤ 酒井は信濃国佐久郡五箇村を与えられ、さらにその与えられた村も確認でき、この段階で小諸城は酒井の居城であったことは疑いようがない。「寛政重修諸家譜」だけでなく、領知宛行状からもこの点が確認できるのである。

以下では、豊富な史料でその動きを確認できる土屋政直を中心に見ていきたい。土屋は貞享元年（二六八四）七月一日に大坂城代に就任し、さらに同二年九月に所司代に就任し、同四年一〇月に老中に就任している。まず【史料2】は「江戸幕府日記」天和二（一六八二）年二月一二日の記述である。^⑥ なお、【史料2】の前提として、天和元年一〇月田中藩主酒井忠能改易後、酒井の居城であった田中城に、翌一年正月土浦藩主土屋が上使として派遣されていた。

【史料2】

一、御座間江面々被為 召之、得替被 仰付、所謂

本多中務大輔（忠国）

右者自奥州福嶋以本高拾五万石、播州姫路江所替被 仰出之

土屋相模守（政直）

右者従常陸土浦、以本高四万五千石、駿河田中江所替被 仰付之、

【史料2】から、この時土屋が土浦より田中へ転封を命じられ、そのまま田中城を与えられることとなったことが分かる。なお「常陸土浦土屋家文書」には、田中城修復許可に関する天和三年八月三日付の老中奉書が残されている。^⑦土屋が土浦から田中へ転封したのは疑いようのない事実ということになる。続いて【史料3】はこの一年半後の貞享元年七月の「江戸幕府日記」の記述である。

【史料3】

（一〇日）

一、御座間江土屋相模守（政直）被召出、大坂御城代被仰付之、其上御加増式万石被下旨 御誕有之

（一九日）

一、太田備中守（資直）召之、駿州田中城江所替被 仰付之旨、堀田筑前守（正俊）伝達之、老中列座席西湖間之前

田中藩主土屋が大坂城代に任じられて二万石を加増された。また同月一九日には太田資直が田中へ転封を命じられ、この後幕府目付が派遣され田中城の引き渡しが行われて、田中城は太田の居城となっている。^⑧このため土屋は居城がない状態で大坂城を預かる大坂城代となったことがわかる。【史料4】は土屋に宛てて出された同年十一月一五日の日付を持つ領知宛行状写であり、この点が確認できる。なお、同年九月二一日には、延宝八年に將軍となった徳川綱吉が代替わりの領知宛行状を一斉発給しており、土屋にはこの転封に関連して出されたものであることが分かる。

【史料4】

摂津国嶋上郡之内式箇村、嶋下郡之内式箇村、川辺郡之内八箇村、東生郡之内式箇村、住吉郡之内拾式箇村、和泉国大鳥郡之内四箇

村、和泉郡之内九箇村、日根郡之内拾箇村、河内国若江郡之内拾七箇村、河内郡之内六箇村、茨田郡之内三箇村、讚良郡之内式箇村、近江国浅井郡之内九箇村、伊香郡之内拾七箇村、常陸国茨城郡之内拾四箇村、上総国山辺郡之内五箇村、高六万五千石目録在、充行之訖、全可領知者也、仍如件

貞享元年十一月十五日

土屋相模守（政直）とのへ

土屋は田中城・城付地となる駿河国志太郡周辺には全く領地を持たず、さらに土浦城・城付地となる常陸国新治郡周辺にも領地が全くなく、土浦藩主時代に与えられた茨城郡内四箇村のみをそのまま有していたことが分かる。寛文九年八月三日付の領知宛行状写も残されているが、88両者を比較すると、【史料4】で記述されている領地の大半はこの城代就任時に新規に上方で与えられた領地である。土屋はこのまま同二年九月に所司代となり、同四年一〇月老中就任を機に土浦城を与えられることになるが、この土浦城は土屋の所司代退任と同時に大坂城代に就任した松平信興が大坂へ赴任するため明け渡され、土屋の居城となっている。

一方土屋の代わりに田中城に入る太田資直は、延宝六年から貞享元年まで大坂城代であった太田資次の嫡子である。太田資次が延宝六年の城代就任時に浜松城を明け渡したことはすでに触れたが、城代太田の領地は、撰津国嶋下・河辺・住吉、和泉国大鳥・和泉・日根、河内国若江・河内・茨田・讚良、下総国豊田、常陸国河内・新治で五二〇〇石余であった。貞享元年三月一九日に資次が死去し、このため嫡子資直に大坂への暇が出され、六月一四日に資次の遺領を引き継ぐものの、【史料3】のように同年七月一九日に田中城を与えられることになった。「領知目録書抜」128には【史料4】と同じ日付で太田資直に出された領知宛行状が書き留められている。そこでは駿河国志太郡五八箇村（二四九四石一斗余）、同益頭郡一七箇村（五九七二石四斗余）、遠江国榛原郡四箇村（一六六五石九斗余）、同城館郡四箇村（一四三石九斗余）、下総国豊田郡二七箇村（二一六五石七斗余）、同岡田郡一〇箇村（五五九七石余）、常陸国河内郡若菜村（二〇四一石一斗余）、同

新治郡三箇村（九五八石三斗余）、合わせて五〇〇三七石八斗余が与えられた。駿河国志太・益頭郡の村々が田中城・城付地である。またこのため上方にあった太田の領地は幕府領に切り替わるか、もしくは新城代の土屋に与えられたものと考えられる。

以上のように、貞享元年土屋が大坂城代就任を機に、田中城を明け渡して大坂周辺で領地を与えられて赴任し、一方大坂周辺に領地を持つが居城がない太田が田中城を受け取っており、実質的には交換転封に近い形態をとっているといえる。すでに触れた延宝六年の青山宗俊と太田資次のケースと似ているといえるだろう。つまり就任以前に城持大名であった場合は、就任を機にその居城を幕府に引き渡して上方に赴任しており、いずれの所司代・城代も居城を持たないのである。

元禄四年吉田藩主小笠原長重の所司代就任時に変化があつたことをすでに指摘したが、以降は居城や領地を引き渡さずにそのまま赴任してくるようになる。

【史料5】は、「江戸幕府日記」の元禄一〇年四月一九日の記述である。

【史料5】

今日 八代姫君様為御祝儀、諸大名・諸役人登 城、御目見江者無御座、御老中御逢何茂退出

御役替

御老中

老万石御加増岩付二城地江所替

小笠原佐渡守（長重）

京都所司代

松平紀伊守（信庸）

屋敷替

牧野備前守（成春）屋敷

小笠原佐渡守

松平紀伊守屋敷

牧野備前守

小笠原佐渡守屋敷

松平紀伊守

右之通被 仰付之

小笠原長重が老中に任じられて岩槻へ転封となり、京都所司代には丹波篠山藩主松平信庸が任じられた。この松平信庸は、同四年に小笠原が吉田城を引き渡さずに、居城として有したまま上方に赴任したのと同様に、篠山城を居城としたまま赴任した。なお領地は変わらないものの、役職就退任と連動して江戸屋敷が変わっていることは注意してよいであろう。また松平信庸の場合、居城が丹波国という比較的京都から近距離にあるが、以降享保二年には信濃上田藩主松平忠固や寛保二年（一七四二）には日向延岡藩主牧野貞通らが居城を引き渡さずに京都へ赴任することになり、全国各地の譜代大名が転封することなく就任する形式が定着していくことになる。

以上のように元禄四年以前の京都所司代および享保三年以前の大坂城代は、任命とともにその居城を失い、上方に領地を宛行われて赴任してくる大名役であった。横田氏が、「大坂城の本丸には幕府の大番が在番で入っており、大坂の城下町も大坂町奉行の管理下にあるから、これは大坂藩が成立することではもちろんない」としながらも、単なる赴任ではなく、もとの居城を失って領地も上方に移され、また全家臣団やその家族も引き連れて大坂へ移動してくる当該期以前の城代を「大坂城代藩」とでもいうことができる」と述べているが、正鶴を得た表現であろう。後に藩としては伝わらないものの、上方に大名として転封してくることはその他の大名と何ら変わらないのである。これは他の大名と同じように領知宛行状の発給を受けたり、退任後に関東・東海の名名との交換転封が成立していることから確認できる。

以上の点は、これまで指摘があったことではあったが、「江戸幕府日記」の記述や数通の領知宛行状などからも間違いのない事実であったことを確認した。以下ではこの変化の歴史的意義について考察していく。

① 村田路人「近世広域支配の研究」（大阪大学出版会、一九九五）、藪

田貫「近世大坂地域の史的研究」（清文堂出版、二〇〇五）等参照。

また特に「歴史科学」一九二（大阪歴史科学協議会、二〇〇八）が最新の研究史整理を行っている。

② 岩城草二「近世畿内・近国支配の構造」(柏書房、二〇〇六)、小倉

宗「近世中後期幕府の上方支配——『御仕置例類集』の検討を中心に

——」(『法制史研究』五七、二〇〇七)、同「近世中後期の上方における幕府の支配機構」(『史学雑誌』一一七—一二、二〇〇八)、同

「近世中後期上方の幕府機構と京都・大坂町奉行」(『史林』九二—四、二〇〇九)、以下前掲小倉論文、同「近世中後期幕府の上方支配機構における京都・大坂町奉行」(『日本史研究』五六八、二〇〇九)。

③ 横田冬彦「非領国」における譜代大名」(『地域史研究——尼崎市

立地域研究史料館紀要——』二九—二、二〇〇〇)、以下前掲横田論文、六二—六七頁。以下、本章における所司代・城代に関する記述は、特に注記しないかぎり、横田論文および『寛政重修諸家譜』による。

④ 国立史料館編『史料館叢書Ⅰ 寛文朱印留』上巻(東京大学出版会、一九八〇)一七〇頁。青山宗俊に関しては、大坂城代に任命されて大坂城に赴任した際の記録が、『大坂城代記録』(二)〜(四)(大坂城

天守閣、二〇〇六)として刊行されている。

⑤ 『史料館叢書Ⅰ 寛文朱印留』上巻、二二頁。

⑥ 国立公文書館所蔵。なお以下で「江戸幕府日記」を出典とした場合は、同館ホームページで公開しているデジタルアーカイブを使用した。

⑦ 「老中書状(田中城修復・堀埋立)」(常陸国土浦土屋家文書)八六二—(人間文化研究機構国文学研究資料館所蔵)。

⑧ 「江戸幕府日記」貞享元年一〇月一日・晦日条。

⑨ 藤井讓治「領知朱印改め以外の領知朱印状発給」(同「徳川將軍家領知行制の研究」(思文閣出版、二〇〇八)。

⑩ 「常憲院様御朱印写」(常陸国土浦土屋家文書七五六)。

⑪ 「厳有院様御朱印写」(同前七五五)。

⑫ 国立公文書館所蔵。

⑬ 前掲横田論文六六頁。

第二章 上方における藩の確立

本章では所司代・城代の性格・存在形態が元禄—享保期に変化することが、上方内部でどのような意味を持ったか確認しておきたい。すでに横田氏が、転換以前の大坂城代が四〜五万石程度の大名が就任したのに対し、以後は一〇万石規模の大名が就任するようになり、それぞれの居城と大坂城の二城郭の保持が可能になると指摘している。所司代も同じように三〜四万石程度の大名から、五〜一〇万程度の大名に転換する。ここでは転換する以前の所司代・城代と当該地域に所領を持つ譜代大名との両者の関係を確認しておきたい。

まず【史料6】は、貞享元(一六八四)年に老中が一一大名に山城等五カ国の砂防強化の担当を命じた「覚」である。

【史料6】^①

覚

淀川、大和川え落合候川上之山々、開畑山畑停止、向後林に被 仰付候、領内又は其近辺御料私領共に、手より次第一ヶ年三度宛、家来差遣、無油断林仕立候様に可被申付候、山割并奉行入申付様等は、御勘定頭中え可被相窺候、以上

八月

藤堂和泉守 (高久) 松平日向守 (信之)

石川主殿頭 (憲之) 本多隠岐守 (康慶)

永井日向守 (直種) 植村右衛門佐 (家貞)

永井伊賀守 (直敬) 渡辺半次郎 (基綱)

高木大学 (正陳) 片桐主膳正 (貞房)

岡部内膳正 (行隆)

この「覚」によつて発足する土砂留管理制度に関しては、水本邦彦氏の研究がある。本制度は、この一一大名が自己の所領を越えて他領にまで踏み込んで砂防工事を行う特徴ある制度であるが、この後担当大名やその巡検郡が変化しながら元禄期にはほぼ確立する。ここで問題としたいのは、津藩藤堂氏、郡山藩松平氏、淀藩石川氏、膳所藩本多氏、高槻藩永井氏、高取藩植村氏、小泉藩片桐氏、岸和田藩岡部氏と並んで命じられた永井直敬・渡辺基綱・高木正陳の三大名である。なお本制度において、永井は河内国交野・茨田・讃良の三郡を、渡辺は同志紀・古市の二郡を、高木は同丹北・丹南の二郡を担当している。注目するのは、この三大名が、前章で見た所司代・城代の性格をそのまま引き継いだ大名だからである。

まず分かりやすい事例から始めると、永井直敬は所司代永井尚庸の遺領を継いだ譜代大名である。寛文一〇年(二六七

〇)二月一四日所司代に任じられた永井尚庸は任命以前に河内国茨田・交野・讃良・若江郡内に二万石を有したが、山城国紀伊、摂津国嶋上・嶋下、河内国大県・安宿・古市・交野・茨田郡で新たに一万石の加増を受けた。尚庸は延宝四(一

六七六)年に京都所司代を辞し同五年死去し、嫡子永井直敬がその遺領三万石を引き継ぐことになった。「領知目録書抜」から、より詳細に寛文四年の永井尚庸の領地、貞享元年の永井直敬の領地が分かる。寛文四年時の尚庸は、河内国茨田郡内二三箇村(一二六四五石七斗余)、同交野郡内一三箇村(六五七七石八斗余)、同讃良郡内三箇村(三七九石八斗余)、同若江郡内永田村内(三九六石五斗)、合わせて二万石であり、同一〇年二月一日所司代就任時に一万石の加増を受けた。貞享元年時の直敬は、河内国茨田郡内二箇村(二二八三〇石四斗余)、同交野郡内一四箇村(六九六六石六斗余)、同讃良郡内三箇村(三七九石八斗余)、同若江郡之内永田村内(三九六石五斗余)、大泉郡内大泉村(四三二石七斗余)、安宿郡内二箇村(一五二四石九斗余)、古市郡内二箇村(一〇八五石余)、摂津嶋上郡内八箇村(二五〇二石一斗余)、同嶋下郡内五箇村(三五五六石五斗余)、山城国紀伊郡内上鳥羽村内(三二四石余)、合わせて三万石である。両者を比較すると寛文四年時の河内国茨田・交野・讃良・若江郡の領地の約二万石はそのまま受け継いだものと考えられ、また所代就任時に与えられた一万石の領地もそのまま受け継いだ可能性が高い。

以上のように所司代の嫡子としてその遺領をほぼそのまま継いだ永井直敬は、貞享四年に下野国烏山藩に転封となるが、この間の約一〇年間は上方に領地を持つ譜代大名であったということになる。後世に藩として伝わらないものの、また城持大名ではないという違いを持ちつつも、岸和田藩主ら一〇大名と本質的には変わらないともいえるだろう。前章でみた貞享元年土屋が大坂城代就任を機に入れ替わりで田中城に入る太田資直のような場合もあったが、それ以外の永井のような場合は、大名改易等が起こった場合に動くことになる。例えば、永井は貞享四年一〇月の下野烏山藩主那須資徳改易で無主空白地となる烏山に入封することになる。また元禄四(一六九二)年間八月に死去した所司代松平信興の遺領三二〇〇石を継いだ嫡子松平輝貞は、同年一二月日向延岡藩主有馬清純改易に際して、同五年二月に下野壬生藩主三浦明敬が無主空白地となる延岡に転封となり、玉突きのように無主空白地となる壬生へ入封することになる。輝貞のような短期間のものもいるが、偶発的に起こる改易に伴って動く永井直敬のような存在がいたことがわかる。また永井や松平輝貞が関

東へ転封になった後、上方にあった旧所領の多くが幕府領に切り替えられたものと考えられる。

次に渡辺基綱・高木正陳であるが、両者はそれぞれ和泉国大庭寺藩渡辺氏と河内国狭山藩高木氏であるが、この両者の領地はともに大坂定番時代に与えられたものからなっている。^⑤ まず渡辺吉綱は寛文元年一月八日一万石の加増を受けて大坂定番に就任した。【史料7】^⑥は、寛文四年の渡辺吉綱宛の領知宛行状・目録である。

【史料7】^⑥

河内国志紀・古市兩郡之内三千八百七拾七石四斗余、和泉国大鳥・和泉武郡之内六千百貳拾貳石五斗余、武藏国比企郡之内三千五百貳拾石四斗余、都合壹万三千五百貳拾石余別紙目録在事、充行之訖、全可領知者也、仍如件

寛文四年四月五日御朱印

筆者 大橋左兵衛

渡辺丹後守（吉綱）とのへ

目録

河内国

志紀郡之内 四箇村

大井村 北木本村 国府村 田井中村之内

高貳千貳百壹石貳斗六升貳合

古市郡之内 四ヶ村

壺井村 大黒村 駒谷村 飛鳥村

高千六百七拾六石壹斗四升八合

和泉国

大鳥郡之内 拾壹ヶ村

小代村 大平寺村 大場寺村 豊田村 畠藏村 逆瀬川村 畑村 鉢峯寺村

田中村 片藏村 釜室村

高四千五拾貳石貳斗壹升七合

和泉郡之内 五ヶ村

大津村 板原村 池上村 伯太村 黒島村

高貳千七拾石三斗七升三合

武藏国

比企郡之内 五ヶ村

野本村上下 下青島村 今泉村 長楽村 葛袋村

高三千五百二拾石四斗八升貳合

都合壹万三千五百貳拾石四斗八升貳合

右今度被差上郡村之帳面相改、及 上聞所被成下 御朱印也、此儀兩人奉行依被 仰付執達如件

寛文四年四月五日 永井伊賀守(尚庸)

小笠原山城守(長矩)

渡辺丹後守殿

「領知目録書拔」には貞享元年九月二日付の渡辺基綱宛領知宛行状、元禄一二年六月一五日付の領知宛行状が書き留められている。貞享元年のものは「同前」とあり寛文四年と全く同じであったことがわかる。また元禄一二年は、河内国志紀郡内四箇村、同古市郡内四箇村、和泉国大鳥郡一箇村、同和泉郡内五箇村、近江国栗太郡内蜂屋村、同野洲郡内二箇村、蒲生郡内二箇村、同高島郡内六箇村、合わせて一三五二〇石余が与えられている。和泉・河内国の所領は寛文期か

ら明治を迎えるまで変わっておらず、定番退任後もそのまま大名として定着して伯太藩として続くことになる。

同じく高木氏であるが、元和九年(一六三三)に大坂定番となって河内に一万石を与えられ、寛永七年(一六三〇)一月三〇日に定番を退任するが、その所領はそのまま残って狭山藩として続く。このように大坂定番時代の領地をほぼそのまま引き継いでいる渡辺・高木の両名は、所司代永井の領地を遺領として引き継いだ永井直敬と何ら変わらない。そして両者は永井のように転封する機会がなかったため上方にそのまま残り、この後に藩として定着することとなった。しかし永井・渡辺・高木は全く同じ課役を勤めているように、貞享元年段階で本質的な差異はないのである。

前章で明らかにした所司代・城代、さらに大坂定番も全く同じことがいえるが、彼らは上方に領地を与えられて赴任して行くが、役職退任後もその所領が残り続けることになり、場合によっては死去後嫡子がそのまま相続して譜代大名として存在することとなった。当該期以前の城代を「大坂城代藩」とも言いうることはすでに触れたが、京都所司代・大坂城代・定番は、幕府役人として当該地域の支配を担当するという違いを持つものの、当該地域に所領を有する譜代大名でもあるといえるだろう。つまり当該地域において幕府官僚と譜代大名は最終的には分化しきっていなかったのである。役職就任と領知宛行が切り離せずに一体となることがこの点をよく表している。軍事的要衝への配置だけでなく、一七世紀段階の幕府官僚制の特質に規定されて、譜代大名は転封を繰り返さねばならなかったのである^⑦。

そして所司代・城代退任後、あるいは在職中死去して嫡子が相続した際に、うまく交換転封が成立しなかったりあるいはすぐに改易等が発生しなかった場合は、永井・渡辺・高木のように領知宛行を行った当初の目的を失った譜代大名がそのまま残ってしまう状態であった。寛文期に形を整えた幕府官僚制は、「職」と「職」が有機的に繋がって再生産を続けるためのサイクルや仕組みをいまだ備えていなかった。また上方内部でいえば、地域内の大部分が所司代・城代・定番就任時に、幕府領からそれぞれの領地へ切り替えられ、また逆に役職退任後には再び大名領から幕府領へと切り替えられねばならなかった。役職就任のたびにその都度、所領の大部分が切り替えられることを意味し、所領交代もそのサイクル

を仕組みとして築けていなかったのである。

これが前章でみた所司代・城代・定番の性格が変化することで一変する。居城・領地を引き渡さずに各藩主の立場そのまま赴任してくるため、必要な部分だけ役知領として与えればすむことになるからである。この結果当該期に領主交代は激減し、以降は幕府領と役知領を交互に繰り返す決まった地域だけで領主交代が行われるようになる。ほとんど方針・原則を持ってないままの状態で行われていた領主交代が原則を持つようになったため、一八世紀以降はその数が激減するとともに、幕府領・大名領・旗本領・役知領が固定化し、さらに例えば幕府領には大坂城の維持・管理のための役負担が課されるように、各村の所領としての役割・負担も固定化していくこととなる。また藩という側面からいえば、所司代・城交代のたびに当該地域に新たな大名が成立する可能性は消滅し、一方ですでに当該地域にあった大名は定着し始め、藩として幕末維新まで存続することになる。様々な変化と連動しながらではあるが、所司代・城代がその性格を転換させたことは、村々まで含めて当該地域の歴史に決定的な変化をもたらしたのである。

以上のように本章では、元禄―享保期以前の所司代・城代は、上方全体の支配に関与するという大きな違いを持ちながらも、一方で二条城・大坂城を拠点として上方に領地を持つ譜代大名であり、この点においては郡山藩主や淀藩主などのその他の譜代大名とも共通する性格を持っていたことを明らかにした。彼らは幕府官僚であると同時に上方に所領を持つ一大名としての要素をも有していたことになり、所司代・城代・定番と上方に所領を持つ譜代大名は、その存在形態が最終的には分化しきっていなかったのである。所司代・城代が他地域から居城を有したまま各藩主の立場で赴任してこるとは、上方支配の長官としてふさわしい格式・石高を有する譜代大名が就任することを意味するだけでなく、未分離であった幕府官僚と譜代大名を最終的に分離することで藩を確立させ、また領主交代に原則を生むことで所領を固定化させたのであり、この結果、一七世紀段階の当該地域の様相を一変させることになったのである。

① 『御触書寛保集成』一三三二六号。

② 水本邦彦「土砂留役人と農民」(同『近世の村社会と国家』(東京大

- 学出版会、一九八七)、初出は一九八一、以下前掲水本論文、水本邦彦「近世の奉行と領主——畿内・近国土砂留制度における——」(同「近世の郷村自治と行政」(東京大学出版会、一九九三)。
 ③ 『寛政重修諸家譜』永井尚庸・永井直敬。
 ④ 拙稿「享保九年柳澤吉里転封の歴史的位置」(新しい歴史学のために「二七二、二〇〇九、以下前掲拙稿②」五—一四頁。
 ⑤ 前掲岩城著二七・二八頁。また『国史大辞典』「藩史大事典」(伯太藩「狭山藩」。
 ⑥ 『史料館叢書』寛文朱印留」上巻二六一頁。
 ⑦ 前掲拙稿②、拙稿「近世中後期上方における譜代大名の軍事的役割——郡山藩を事例に——」(『日本史研究』五三四、二〇〇七、以下前掲拙稿③)。
 ⑧ 藤井讓治「江戸時代の官僚制」(青木書店、一九九九)。
 ⑨ 村田路人「大坂城・蔵修復役と支配の枠組み」(前掲村田著、初出は一九九三)。

第三章 幕府官僚と譜代大名の分化

二章にわたって元禄—享保期にその存在形態が未分離であった幕府官僚と譜代大名が最終的に分化することを見たが、本章では両者の役割・権限が分離されていく過程を明らかにする。近年田中暁龍氏が、貞享二年(二六八五)所司代に就任した土屋政直に出された職務規定を中心に分析を行い、天和・貞享期、正徳期、享保期のそれぞれの時期の所司代の職務内容とその変化を分析し、当該期にその職掌の明文化が進むことを明らかにしている。またすでに触れたように小倉氏が、近世中後期の上方は、「京都と大坂を中心とする二つの幕府機構が並び立つとともに、所司代が地域支配・朝廷統制・二条城守衛の三つ、大坂城代が地域支配・大坂城守衛の二つの分野にわたり、役人を指揮監督し、その業務を統括した。また、京都においては、地域支配を代表する町奉行と朝廷統制を代表する禁裏付、大坂においては、地域支配を代表する町奉行と大坂城守衛を代表する定番という形で、二人制をとる二つの役人がそれぞれ一人制の長官である所司代・城代のもとに合議体を構成した^②」ことを明らかにしている。こうした支配機構が成立する前提として、天和・貞享期以降多岐にわたって所司代らの職掌が明文化されていく過程は重要であろう。ここでは前章までの分析を踏まえて、幕府支配機構内部ではなく、当該地域の大名との関係で所司代・城代の役割・権限が制度化されていく過程を見ていく。

まず一七世紀中期段階の様相を、淀・高槻藩主永井兄弟の存在に注目して確認しておきたい。^③ 正保四年（一六四七）阿部正次死去以降、寛文二年（一六六二）青山宗俊就任まで大坂城代は存在せず、三人定番制であった。正保四年一月二三日、城代阿部正次死去の報が家光に入り、家光は応急処置として正次の子重次に正次が担当していた番所三カ所の守衛を命じ、また正次の甥に当たる永井直清（当時山城勝龍寺城主）に重次の補佐を命じた。さらに翌五年二月一〇日には、永井は將軍家光の日光社参の期間中大坂城に入り、正次の担当した番所の受け継ぎ等を命じられて、大坂城内の阿部正次の上屋敷に入っている。そして新たに大坂定番に命じられた保科正貞・内藤信広が慶安元年（一六四八）九月一〇日に大坂城に入るまでの間、永井は大坂城の最重要地である追手口を預かり、定番である稲垣重綱は玉造口を守衛した。

またこの期間、西国での不測の事態への対応は、京都所司代や大坂定番のみならず、淀藩主永井尚政も深く関与した。例えば承応三年（一六五四）に内藤信興が定番に就任した際に、老中阿部忠秋・松平信綱・酒井忠清三名連署で内藤・保科に宛てた「定」一一カ条の第八カ条では、「於西国筋、何篇之儀出来たりといふとも、令遅々不苦事は言上之上可申付之、若指当儀有之節は、不及得上意、幸為近所之間、板倉周防守（重宗）・永井信濃守（尚政）遂相談、存寄通、右兩人之以連判可申遣之旨、被 仰出之事」と命じられており、定番は、江戸の「上意」を得ることなく、所司代板倉と永井尚政に相談しながら対応するように命じられていることが分かる。これは「西国筋船御用之時、差当儀におゐてハ、是又不被仰出已前にも、周防守・信濃守相談之上、近国え申触之」（九カ条目）、「御鉄砲玉菓具足以下、何方へも御用ニ指遣可然におゐては、不得 御意候とも、周防守・信濃守相談を以可遣之」（二〇カ条目）、「不依何事、急御検使被遣之可然儀有之時ハ、是又周防守・信濃守相談之上可申付事」（一一カ条目）とあり多方面に及ぶ。なお、明暦二年（一六五六）と考えられる「定」でも「牧野佐渡守（親成）・永井信濃守（尚政）遂相談」という文言を持つており、所司代の交代があつても変わらず、所司代・永井に相談するように命じている。

前章までの分析を踏まえると、所司代・城代・定番が上方に所領を持つ譜代大名としての性格を合わせ持っていたのと

同様に、視点を逆にすれば、淀・高槻藩主である永井兄弟は、単なる譜代大名に留まらず、所司代や大坂定番と相談したりあるいは城代の役割を代行するなど、所司代・城代らとほぼ対等の権限を持ちながら上方支配を担う幕府官僚としての性格を合わせ持っていたということである。そして結論を先取りしていえば、元禄から享保期にかけて、このような一七世紀段階における両者の関係を完全に否定して新しい関係が創出されていくことになる。つまり永井兄弟のように突出した権限を持つ譜代大名を最終的に否定して、均質化・平準化を伴いながら外様大名をも含めて当該地域の全大名を、所司代・城代を頂点とする幕府上方支配機構の指揮監督下に編成していくことになる。以下ではその過程を見ていきたい。

すでに横田氏によって指摘があることであるが、^⑤国絵図作成に関しては、正保元年の作成時では、尼崎・高槻・岸和田・高取・郡山・龜山・篠山・福知山・彦根・膳所藩だけでなく、八人衆を構成した永井兄弟、さらに所司代・上方郡代・堺奉行・奈良奉行らが直接担当しつつも、全体を統轄した。これが元禄一三年(一七〇〇)の作成時では、河内のみ幕府絵図奉行が直接担当するもの、高槻・尼崎・三田・岸和田・姫路・龍野・明石・赤穂・淀・郡山・高取・福知山・園部・柏原・彦根・膳所・水口藩が実際に作成を担当し、所司代らは関与していない。この変化の端緒として延宝六年(一六七八)の幕領検地があり、京都・大坂町奉行は関与せずに、隣国の大名の援助も受けながら当該地域の譜代藩に三田・園部の両外様藩が加わって、大名の役として実施された。またすでに触れたが、貞享元年(一六八四)発足の土砂留制度も一一大名が京都・大坂町奉行の指揮監督下で担当する形で制度化されていることも同様であろう。所司代も含めた八人衆が主導しつつも譜代大名と共同して国単位の事業を実施するあり方から、譜代・外様の違いが相対化されつつ大名の役として固定化されていき、一方所司代らは江戸の幕府役人らと役割を分担しながら、これら大名を指揮監督する側に移行するという方向性が見て取れる。

以下では最も見えやすい形でこの過程が顕在化している京都大名火消制度に注目して、京都所司代・京都町奉行らと譜代大名の役割・権限が分離していく過程を見ていきたい。^⑥本制度は元禄三年に外様小藩が任命され、三〇〇人前後が京都

に詰めて月番を勤める京都火消御番として開始され、宝永三年（一七〇六）に一旦廃止されるものの、同五年の大火を機に、翌六年京都常火消として復活した。この京都常火消は洛中を担当する大名火消として復活し、同時に御所を担当する膳所・淀・亀山・郡山の譜代四藩が勤める禁裏御所方火消が設立された。郡山藩は騎馬一〇騎、足軽六〇人を、膳所・淀・亀山藩は騎馬八騎、足軽五〇人を京都藩邸に置くように命じられ、石高に準じた人員を常駐させることになった。なお同時に在国中の藩主は大火の場合は、藩主自身が出馬することが義務付けられた。さらに享保七年（一七二二）の制度改革により京都常火消は廃止され、禁裏御所方火消の四藩が御所・二条城に重点を置きつつも洛中をも担当する形で確立した。この京都常火消廃止の背景には、同年の都市居住者に負担を課して成立した京都町火消制度化があり、この町火消制度化によって京都周辺に所領を有する大名が著しい負担を課されるあり方が是正されることとなった。^⑦なおこれに関連して貞享二年に郡山藩本多氏が奈良の軍事的防衛を命じられて、以降は郡山藩固有の役として定着し、さらに宝永元年から享保元年にかけて奈良では町火消の制度化がなされている。^⑧

以上のように、土砂留制度も同様であるが、貞享―享保期に火消制度もいずれの大名がどの地域や都市を担当・管轄するか紆余曲折を経て確定し制度化している。さらにそれは大名間の担当・管轄の分担だけではなく、所司代らを含めて確立することが重要である。京都大名火消制度は「内藤大和守（重頼）死去之節者、当分彼家来出火二駆付候筈二候処、無用之旨御老中申来候、松平因幡守（信興）時分ハ、存生之内火消番小出伊勢守（英利）上京勤番候様ニと被申遣出京相勤被申候^⑨」とあるように、もともとは所司代が勤めていた火番を元禄三年の所司代内藤重頼死去という出来事によって園部藩主小出英利が代行する形で始まったものである。翌四年に老中奉書で任命を受けて火消屋敷や扶持米が支給されて大名が勤める軍役として制度的に定着する。元禄三年以前の所司代は、二条在番、あるいは元禄一二年に廃止される二条城代とともに二条城の軍事的防衛を担当し、実働する軍事力としてあった。これが大名火消制度化によって所司代が担っていた役割を大名が担うことになったといえる。

【史料8】 【史料9】はこの京都大名火消を命じる老中奉書である。【史料8】は正徳元年（一七一二）に柳本藩織田氏に出された京都大名火消任命の老中連署奉書である。【史料9】は、享保一九年に郡山藩柳澤氏に出された京都大名火消任命の老中連署奉書である。

【史料8】^⑩

一筆令啓候、京都火消為小出信濃守（英貞）代、其方被 仰付候、当九月朔日交代可被相勤候、委細松平紀伊守（信庸）江可被相伺候、恐々謹言

六月五日

阿部豊後守（正武）

井上河内守（正峯）

大久保加賀守（忠増）

秋元但馬守（喬朝）

織田播磨守（成純）殿

【史料9】^⑪

京都火消為稲葉佐渡守（正親）代、其方江被仰付、向後本多主膳正（康敏）与在所可為交代旨被 仰出候、右之趣被得其意相談可有勤仕候、今年之儀者主膳正参府候様ニ相達候事候、恐々謹言

六月十三日

松平伊賀守信祝

酒井讃岐守忠音

松平左近将監兼邑

松平甲斐守（柳澤吉里）殿

【史料8】 【史料9】は同じ京都大名火消の任命であるにもかかわらず、その文言は大きく異なる。その特徴は、任命

に際して【史料8】のように所司代松平信庸に「可被相伺候」と命じているのに対し、【史料9】においては所司代に關わる文言が消滅している点である。なお、藩主代替わりの任命でも例えば延享二年に家督を継いだ郡山藩主柳澤伊信が老中堀田正亮から「京都火消之儀、如父甲斐守（柳澤吉里）時被 仰付候間、本多主膳正（康敏）被相談可有勤仕候」とのみ命じる書付を渡されており、京都所司代に触れる所がない点は【史料9】と同じである。正徳から享保期にかけて所司代と老中奉書によって大名火消を命じられる大名との間に何らかの変化があったことが想定できる。

なお享保九年に奈良の軍事的防衛を命じられた郡山藩主柳澤吉里には、「於南都自然人教等可入節者、從彼地奉行其方江可相達候間、前々郡山城主之通被心得可被相談候」という老中奉書が出され、さらに奈良奉行交代の度に同じ「可被相談候」という文言を含む老中奉書が郡山藩主に出されることになる^⑬。これは、郡山藩主に対して奈良奉行の軍事指揮権を確認する必要があったためで、この奉書によって郡山藩主は奈良において旗本役である奈良奉行の指揮下に入ることになる。【史料8】の「可被相伺候」という文言は、この段階の所司代が旗本役である奈良奉行とは明確に異なる上位の権限を持つために使い分けがなされているものと考えられる。そしてこの文言が享保年間に消滅することにも何らかの理由と意味があると考えられる。

元禄四年小笠原長重就任時に所司代の性格が転換することは先述したが、この京都大名火消成立が主要因の一つであったと考えられる。すなわち、所司代はもはや全家臣団を引き連れられたり、新たに上方で宛われた所領から夫役を挑発する必要がなくなったからである。宝永三年に京都火消御番が廃止されたことはすでに触れたが、この時は「松平紀伊守（信庸）殿火消兼役二付為御役料壹万俵右同年（宝永三年——注筆者）夕被下^⑭」と京都所司代松平信庸がこの役を兼務することになったため役料を支給されて大名火消の役割を再び代行することとなった。この段階でも、京都所司代と京都大名火消の役割・任務は完全に分離していなかったことになる。なお、「紀伊守殿正徳四年御役替二付右壹万俵被差上候事、但水野和泉守（忠之）殿二ハ御役料無之^⑮」とあるが、宝永五年に禁裏が炎上する大火によって大名火消制度が復活するため、

正徳四年水野忠之の所司代就任にあたっては役料がなくなったものと考えられる。実際に火消役を担当するのが所司代から大名へと移行していく最終的な段階であったといえるだろう。

次に権限についてみていきたい。田中氏が提示した貞享二年土屋宛勤方心得の四カ条目で「一、火事出来之節、御所方并二条御城於近所者、相模守（土屋政直）茂罷出へし、其外之所々江者、町奉行一人相越、相模守者家来并与力・同心之者計出之可然候事」と、この時所司代は御所・二条城近辺出火の際に出馬し、他の場所は町奉行一名が出動して対応することとした。正徳四年一〇月二八日付老中連署による所司代水野忠之宛の二三箇条の覚の中では、「洛中失火の時、御所方 御城近辺の外は、其方出向はるゝに及はず、町奉行中一人、其方与力・同心・家中之者等、これを防ぐへし、大火に及びて、其方并相残り候町奉行出向はるへきハ、其時の様子によるへき事」と御所・二条城の他には出ないように再度明確に規定した。ただし大火の時はその判断により出動すべきとしている。これは享保二年一月二日老中列座で月番久世重之が京都所司代に就任した松平忠固に宛てた覚の一カ条目でも明記されている。なお所司代は御所・二条城から離れないため、実際に大名火消を指揮するのは旗本役である京都町奉行・禁裏附・上方目付などの幕府官僚であった。また所司代不在時は、限定されたものであるものの、京都町奉行が代行することとなり、いずれの大名も所司代・町奉行ら幕府官僚の指揮監督下に一律に編成され、その役割も制度化されたといえる。

以上のように元禄・宝永期にはまだ所司代と大名の役割は未分離で明確に区別されていなかったが、正徳期以降所司代は実働するよりもむしろ制度全体を運用する責任者として指揮監督する立場へと変わっていく。任命・当番交代などは江戸の將軍・老中が行うが、本制度に関する決定及び改定はすべて所司代の権限であり、いずれの大名もその指揮監督下にある。ここでは所司代・城代と権限を分有したり、不在時にその役割を代行する両永井のような存在はいないのである。元禄三年から始まり享保七年に確立する大名火消制度は、大名間だけではなく、所司代・町奉行らと大名の役割・権限を明確に分離する過程でもあった。以上の点から、【史料8】から【史料9】の間における「可被相伺候」という文言の消

滅は、京都所司代が有する京都大名火消に対する指揮権の最終的な確立を意味するものであったといえる。すなわち、所司代任命の際にすでに將軍より指揮権を委任されているため、もはや京都大名火消に命じられる大名個々に「可被相伺候」と命じる必要はなくなつたのである。

前章での分析を踏まえると、京都所司代・大坂城代は上方に所領を持つ譜代大名としての性格を持つていたが、一方で永井兄弟のように幕府官僚としての性格を持つ譜代大名も存在して、同じ徳川家中から創出される両者は権限だけでなく存在形態そのものが分化し切つていなかったのである。八人衆体制とは、この両者による合議機関であつたといえるのである。一七世紀段階においては、幕府官僚と一般の譜代大名の間には、永井兄弟のような明らかに突出した扱いを受ける譜代大名がいたが、上方以外でも例えば土佐藩・薩摩藩の藩政指導に関わつた松山藩主松平定行^⑩などが同様の位置づけができるものと考えられ、今後全国的な検証を行つていく必要があるであろう。所司代・城代の問題だけでなく、こうした譜代大名の役割・存在意義もまた転封が頻繁に行われた要因だつたものと考えられる。寛文期の永井らの死去や京都町奉行所成立によつて、幕府官僚と譜代大名の合議による上方支配のあり方は自然消滅したが、制度として完全に払しょくされたものではなかつた。つまり元禄―享保期の転換は、存在形態・役割・権限が未分離であつた所司代・城代と譜代大名を最終的に分離し、所司代・城代を頂点とした上方支配機構を確立させるとともに、永井兄弟のような突出した権限を持つ譜代大名の存在を否定して平準化・均質化を伴いながら、当該地域の全大名を幕府上方支配機構の指揮監督下に置くものであつたといえる。

① 田中暁龍「京都所司代就任時の勤方心得とその変容」(『日本歴史』七三五、二〇〇九)。

② 前掲小倉論文一〇三頁。

③ 前掲朝尾論文三二九―三三四二頁、『大阪府史』五(大阪府史編集専門委員会、一九八五)二九八―三〇四頁。

④ 『武家版制録』四六、『御当家令条』一八五。

⑤ 前掲横田論文六七―七一頁。

⑥ 拙稿「近世京都大名火消の基礎的考察」(『史料』八八一―二、二〇〇五)。本稿における京都大名火消に関する記述は、特に注記しない限り本論文に拠る。

- ⑦ 前掲拙稿①三二四〇頁。
 ⑧ 前掲拙稿③四一〇頁。
 ⑨ 『京都御役所向大概覚書』上巻(『清文堂史料叢書』第五、一九七三)一一六頁。
 ⑩ 『柳本織田家記録』(秋永政孝編、一九七四)八八頁。
 ⑪ 『福寿堂年録』享保一九年六月二五日条(柳沢文庫所蔵)。以下で使用する「福寿堂年録」、「幽蘭台年録」、「附記」(以上柳沢文庫所蔵)は郡山藩の公用記録である。本史料は、各藩主の死去後に各種の日記をまとめ編纂したものであると考えられる。幕府より出された奉書やその他の書付、また郡山藩が幕府に提出した書付が書き留められており、幕府の諮問に対しては、本史料が利用された。
- ⑫ 「幽蘭台年録」延享三年六月二五日条。
 ⑬ 「福寿堂年録」享保九年八月一九日条。
 ⑭ 『京都御役所向大概覚書』上巻一一七頁。
 ⑮ 同前。
 ⑯ 朝幕研究会編『近世朝幕関係法令史料集』(学習院大学人文科学研究所、二〇一〇)七九頁。
 ⑰ 同前九〇頁。
 ⑱ 同前九一頁。
 ⑲ 高木昭作「初期藩政改革と幕府」(同『日本近世国家史の研究』(岩波書店、一九九〇)、初出は一九七二)、前掲山本著。

第四章 上方支配の確立

本章では、三章にわたって明らかにしてきた上方内部で起きている変化が、幕府による全国支配の中でどのような意味を持ったか明らかにする。はじめに述べたように元禄期の京都町奉行・大坂町奉行・奈良奉行の定員増員および伏見・堺奉行廃止が全国の遠国奉行改革の一環であり、またそれまで繰り返されてきた譜代大名の転封が激減し一斉に定着し始める変化は、なにも上方だけでなく全国各地で起こっているからである。上方内部の変化が全国各地での変化とどのように相互に関連しているかを明らかにしなければ、その正確な位置づけや評価は到底できないのである。

【史料10】は天明七年(一七八七)六月二四日に老中水野忠友が郡山藩に通知したものである。
 【史料10】

松平甲斐守(柳澤保光) 江

稲葉丹後守(正誼) 寺社奉行被 仰付候付、為代青山下野守(忠裕) 当分京都火消被 仰付候、来年其方御暇被下在所到着之上、交

代之心得二而可相勤旨申渡候間、可被得其意候、

六月

【史料10】では、淀藩主稲葉正諶が、寺社奉行に任命されたため京都大名火消を免除されたこと、その代行として篠山藩主青山忠裕が命じられたことを通知している^②。また、淀藩主稲葉氏はすでに延享四（一七四七）年十二月二三日に寺社奉行に任じられているが、この時他藩へ転封していないことから、稲葉氏は京都大名火消を免除されて寺社奉行に任命され、高槻藩が代行したことになる。さらに天明八年四月二〇日に亀山藩主松平信道が寺社奉行に任命されて京都大名火消を免除されており、延享四年以降の淀・亀山藩主に関しては、京都大名火消を免除されて幕府の役職に就任するという原則が存在したといえる。

すでに横田氏が上方の譜代大名は定府を必要とする役職には原則として就任しないこと、上方へ入封する際には役職を免除されること、役職に就任する際には上方から関東へ転封になること、しかし元禄期頃から上方に居城や領地を持ったまま、定府が必要な役職に就任するようになること等を明らかにしている^⑤。前章での分析を踏まえれば、当該地域の譜代大名は、上方で担うその役割が京都大名火消という軍役として制度化がなされたため、淀・亀山藩主はこの軍役を免除されれば役職就任することが可能になったと説明できるだろう。つまり関東へ転封することなく、淀・亀山藩主の立場のまま寺社奉行や老中に就任することになったのである。

次の【史料11】は、役職就任以外の事例である。

【史料11】

松平甲斐守（柳澤保光）

川々御手伝被相勤候付而者、京都火消相手代、当分御免も可被仰出候処、御人少二付、其御沙汰無之候間可被得其意、依之定例之通、御暇被下二而可有之候、

四月

【史料11】は、天明八年四月二日老中牧野貞長より郡山藩が大井川・天竜川の手伝普請を命じられたため、本来ならば京都大名火消を免除すべきところ、「御人少」という状態であるため、免除はしないことを通知した書付である。なお、郡山藩柳澤氏に関しては、すでに宝暦一二(二七六)年、天明元年にそれぞれ江戸城虎の門―山下門の堀浚の手伝普請、日光名代を命じられたことにより、京都大名火消が免除されている。^⑦【史料11】やこれらの事実は、京都大名火消は二重役負担免除の原則が適用されるという性格を持つとともに、郡山藩がこの軍役を免除されることによって、上方から離れた関東・東海地域の支配のために動員される原則が存在したことを示している。

右の点に関しては、岩城氏は岸和田藩の役負担のあり方が、一七世紀末―一八世紀初頭に変化することを指摘するとともに、当該期に同藩と上方支配の関係に転機があったことを展望している。^⑧具体的には、一七世紀段階においては、川普請では大和川普請、寺院普請では高野山・河内国壺井八幡の普請、あるいは、延宝の幕領検地、元禄国絵図作成を担当するという形で上方において果たされ、当該地域の支配と深く関わっていたことを明らかにした。これに対して、一八世紀に入ると、日光社参名代、尾張・美濃・伊勢・甲斐の川普請、遠江相良城請取など上方に限定されず、広くその他の地域において負担がなされるという指摘である。役職就任し始める変化とともに、上方支配に関わる役割を免除されて全国支配のために動員される原則ができたのは、当該地域全体に関わる変化であったといえるだろう。

以上の点から、元禄―享保期以降の上方の大名は、大きく三つのグループに分類できることとなる。第一グループの郡山・膳所藩は、京都大名火消を中心に、それぞれ奈良と大津の軍事的防衛、土砂留などを勤め、上方支配に深く関与し、一方で京都大名火消を免除されて一時的に関東・東海の手伝普請や日光名代等を勤めるものの、定府する役職には就任せず、全国支配への関与は限定された大名である。水本氏が土砂留制度を分析して提起した「畿内・近国大名の当該地域の全体的統治に果たす積極的役割」^⑩を最もよく体现しているのがこの第一グループである。

第二グループの淀・龜山藩は、第一グループと同様に、日常的には京都大名火消を勤め、上方支配に関与するもの、この軍役を免除され定府して役職就任するなど全国支配にも関与する大名である。高槻藩が何故役職に就任しないかは不明であるが、これに準ずるものと考えられる。なお、淀藩は隣接する伏見が大火の場合は出動することになるが、郡山藩と奈良および膳所藩と大津とは異なる位置づけを与えられている。これは元禄九年（二六九六）に一旦廃止された伏見奉行がその後まもなく京都の軍事的防衛をも担当する役職として復活したことによるものと考えられる。幕府官僚と大名のそれぞれの役割が連関しながら当該期に制度化されていることがここでも確認できる。

第三のグループが篠山藩であり、制度確立後五〇年近く経た安永元年（二七七二）に初めて京都大名火消を勤める藩として加えられ、さらにこの代行を命じられることが極めて少なかったことから、上方支配に関与することは稀である大名である。一方で藩主松平信庸の元禄一〇年京都所司代就任を端緒にして、以降歴代藩主の多くは寺社奉行・大坂城代・京都所司代・老中に任じられており、篠山藩は幕府官僚制機構の主たる担い手となり、全国支配に深く関与する大名となった。このグループには元禄期以降に成立する山上・宮川・三上藩など定府大名も含まれる。江戸でも頻発する大火に対応するため元禄期以降、多数の大名・旗本が火消役に命じられており、上方だけでなく江戸もまた行政需要の拡大の最中にあり、大名・旗本の担う軍役は全国規模で激しく変化しているのである。このグループは、第一グループとは全く逆であり、定府することでその役割を果たしているといえるだろう。元禄期に上方に定府大名が成立する背景はまさにここにある。

以上のように、元禄―享保期に上方内部で幕府官僚と明確な区別を伴いながら、大名が担う役割が軍役として制度化されたことにより、幕府は上方支配から切り離して全国支配のためにこれら大名を動員する原則が確立したといえよう。譜代大名にとっても、上方支配の中で担う役割と全国支配の中で担う役割が峻別され、軍役として老中奉書による任免を受けなければ事足りるようになり、わざわざ役職就任の度に関東へ転封することがなくなったのである。また大名ではなく、江

戸幕府の全国支配の観点から位置づければ、全国支配を担う老中らと上方支配を統括する所司代らの間での権限配分・機能分担の再定義が行われているといえるだろう。

そしてこれまでは視点を上方に据えて述べてきたが、江戸もしくは全国各地に視点を据えて位置づけた場合、全く同じ変化があったと言える。上方の大名が役職就任のたびに関東へ転封する必要がなくなったのと全く同じように、全国各地の譜代大名もまた所司代・城代に任じられると居城を引き渡して上方へ赴任する形式が終わり、各藩主の立場のまま上方へ赴任してくるからである。これは役職就任だけではなく軍役賦課も同じである。宝永四年(一七〇七)の富士山噴火への復旧・復興政策のため、翌年河川浚に岡山藩らが動員されていき、被災地域に所領を持つ疲弊した大名に負担を課すのではなく、それ以外の地域の大名に負担が課せられることになった。こうしたあり方は一旦停止されるものの、享保二〇年(一七三五)以降再び開始され、全国の大名が関東・東海の河川普請に大規模に動員されていくこととなる。受益と負担の関係が大きく崩れ再定義が必要になるものの、上方以外の大名もまた所領周辺地域のためだけではなく、全国支配のために動員される原則ができていくことになる。地域内部では対処できない問題が発生する中で、幕府を中心に国家としての対応が迫られ、これと連動して大名と地域、さらには大名と国家の関係も大きく転換しているのである。

その前提となるのが、幕府官僚と譜代大名の役割・権限を分離させることであるが、これも各地で部分的に明らかになっている。例えば元禄一五年新居奉行所廃止によって、同年閏八月一六日に吉田藩主久世重之に新居関所の管理が命じられた^⑩。従来新居奉行が担っていた役割を同年以降は吉田藩が担うことになっており、当該期の幕府官僚制機構の再編と各地で大名が担う役割の制度化が連動していることがここでも確認できる。これは淀藩と伏見奉行の関係と類似するが、淀藩主とは逆に同年を境に城地において新しい役割を担うようになった吉田藩主は役職就任をしなくなる。正保四年(一六四七)入封の小笠原氏は奏者番・寺社奉行・京都所司代などを勤め、元禄一〇年に長重が老中に就任して転封している。吉田藩主は、老中には就任しないものの、一七世紀段階では、幕府官僚制機構の担い手としての性格を持った。しかし、

代わって入封した久世重之は、奏者番に就任しているものの、宝永元年に寺社奉行、翌年に若年寄に就任したためと考えられるが、同年に下総関宿へ転封となった。さらに、享保一四年の藩主松平信祝の大坂城代就任を機に、浜松藩主本庄資訓との間で交換転封し、またこの資訓の京都所司代就任により、再び信祝の子信復との間で交換転封を行う。吉田藩主は一七世紀段階とは異なり、役職就任した場合は必ず転封するという原則を持ち、この原則は天明八年の松平信明の老中就任まで維持される^⑥。吉田藩主は、上方の譜代大名とは逆に、元禄期以前には幕府官僚制機構の担い手という性格を有したが、当該期に、郡山・膳所藩と同じように、新居関所の管理という吉田藩固有の役を担うようになったため、定府を必要とする役職に就任しないという原則を有することとなった。

また長崎では、松尾晋一氏が長崎の沿岸警備体制に関して、一七世紀段階では、非常時の大名動員は、その動員の仕方によっては長崎奉行単独ではなく唐津藩主・島原藩主の連判を必要としたことを明らかにしている。さらに正徳新例の制定に伴い長崎奉行を補完する長崎目付が付けられ、有事における長崎奉行との連署を長崎目付が担うようになり、幕府官吏だけで諸大名の軍事力を動員する体制を幕府は作り上げたことを明らかにし、「奉行衆」体制という長崎奉行と大名権力をセットにした体制から、幕府官吏主導の体制への変化と捉える事ができ^⑦ると評価している。上方で自然消滅した幕府官僚と譜代大名の合議は長崎ではこの段階でも残っていたことになる。また本稿で明らかにした変化が、九州でもほぼ時期を同じくして起きていることは注目してよいであろう。

今後のさらなる実証が必要であるものの、以上のように各地の大名を各藩主の立場のまま全国支配のために動員していく原則が成立していくなかで、上方以外の地域の譜代大名も所司代・城代・定番就任のたびに上方に転封してくる必要はなくなり、各地で一斉に定着していくことになるのである。この結果上方内部では、以降役知領という形は残るものの、領知宛行と役職就任が分離され、所司代・城代退任後も配置当初の目的を失った状態で残存する譜代大名は消滅し藩として定着していく。そして寛文期に形を整えた幕府官僚制も、当該期の上方支配機構に見られるようにそれぞれの役職の権

限が明確に整備されながら、一方で全国各地を覆う形でその構成主体を変えていき、さらに「職」と「職」との連関や昇進ルートを最終的に確立させていくことになる。「八人衆」に顕著なように、当該期以前の江戸幕府による全国支配は、江戸と上方、さらには江戸と全国各地が、権限はもとより構成主体そのものが分断されていたのである。その穴を埋めるのが元禄期以前に繰り返された譜代大名の転封であり、一七世紀段階の幕府による全国支配の特質に規定されて、譜代大名の転封は構造上必要不可欠なものであった。そしてその消滅は、幕府官僚制機構による全国支配の確立を意味するものであったのである。

なお本稿では、領主階級に絞って論じてきたが、権力と社会の関係を含めて当該期の変化の位置づけを行わねばならぬことを指摘しておく。^⑩部分的に触れてきたが、当該期に爆発的な速度で拡大し始める行政需要に対し、綱吉政権が幕府財政と大名・旗本の軍役で対応する方から、領主側の負担を削減しつつ、新たに町人・百姓へと負担を求めていく方へと方向転換し、吉宗政権がこの方針を制度化することで、本稿で見通しを述べた全国支配が最終的に確立するからである。具体的にいえば、自己の所領およびその周辺地域とは関係が薄いにもかかわらず命じられる軍役負担の是正や、またこれと連動して開始される宝永期の富士山噴火における復旧を目的に全国に負担を求めた諸国高役金のような方から指定河川・対象国を幕府が定めた国役普請の制度化等の紆余曲折の過程として続く。それは幕府が統一権力としての役割・性格を転換させていくことに他ならなかったが、上方では出先機関である京都・大坂町奉行所が、幕府領・大名領・旗本領・禁裏御料・公家領・寺社領を問わず、直接負担を求め社会に介入していくこととなり、幕府と個別領主さらには権力と社会の間で、新たな矛盾・問題を孕んでいくことになるのである。

① 「附記」天明七年六月二四日条。

② 淀藩主はすでに天明元年に奏者番に命じられているものの、通常通り京都大名火消を勤めていた。これは奏者番は参勤交代する役職であ

り(国文学研究資料館史料館編『幕府奏者番と情報管理』(名著出版、二〇〇三)一三頁)、また【史料10】から免除の対象になるのは寺社奉行以上の任命であったものと考えられる。なお淀藩主稲葉正謙は、

天明元年四月二日に奏者番に任命されたが、同元年九月一日、同三年五月二日に暇が出されており（「柳當日次記」（国立公文書館所蔵）、奏者番就任以降も参勤交代を行い京都大名火消を勤めたことが確認できる。

- ③ 『寛政重修諸家譜』稲葉正益。
- ④ 「附記」天明八年四月二日条。
- ⑤ 前掲横田論文六〇—六二頁。
- ⑥ 「附記」天明八年四月二日条。
- ⑦ 「幽蘭台年録」宝暦二年六月二五日条、「附記」天明元年二月一日条。
- ⑧ 岩城卓二「幕府畿内・近国支配における譜代大名の役割——摂津国尼崎藩と和泉国岸和田藩を中心に——」（前掲岩城著、初出は一九九八年）。
- ⑨ 前掲拙稿③。なお大津に関しては別稿を予定している。
- ⑩ 前掲水本論文二六七頁。
- ⑪ 拙稿「淀藩出動と石清水八幡宮の領主権——火災時における対応——」（『京都府立大学文化遺産叢書』四（京都府立大学文学部歴史学科、二〇一〇））。
- ⑫ 前掲村田論文、小倉宗「江戸幕府上方支配の原理とその転換——元

おわりに

本稿では、元禄—享保期に上方支配に関わる幕府官僚と譜代大名の両者の存在形態・役割・権限が最終的に分離し、老中・寺社奉行・勘定奉行らが担当する全国支配のもとで、所司代・城代を頂点とする幕府支配機構による上方支配が確立したことを明らかにした。一方譜代大名は徳川家中の性格を残しつつも、外様大名と同じ軍役体系のもとに最終的に編成され、全国各地で定着して譜代藩として確立していくこととなった。今後全国的な検証を必要とするものの、当該期の江

禄四年奉行所・地方の分離政策と明和七年大坂町奉行支配国改革を中心に——」（二〇〇五年二月日本史研究会近世史部会報告、報告・討論要旨は『日本史研究』五二五、二〇〇六に掲載）。なお、小倉氏は、伏見奉行廃止とその復活を、二条城の城代・定番、大津蔵奉行廃止と連関させつつ、当該期の上方面における軍事・財政機能の再編の中に位置づけている。

- ⑬ 拙稿①四一・四四頁。
- ⑭ 善積（松尾）美恵子「手伝普請について」（『学習院大学文学部研究年報』一四、一九六七）、松尾美恵子「富士山噴火と浅間山噴火」（『大石学編』『日本の時代史』一六 享保改革と社会変容）。
- ⑮ 『国史大辞典』『藩史大事典』吉田藩。『新居町史』一（新居町史編さん委員会、一九八九）五三四—五六〇頁。
- ⑯ 「史料11」が示すように、宝暦—天明期は大名の役に関して原則が崩れ始める時期にあたる。この点は幕藩領主の権力構造上、当該期が重要な転換期にあることを示唆しており、今後の課題としたい。
- ⑰ 松尾晋一「リターン号事件にみる幕藩制国家の沿岸警備体制」（『日本史研究』四八一、二〇〇二）五五頁。
- ⑱ 拙稿①四五・四六頁。

戸幕府は、法と機構を整えながら江戸および各地の奉行・代官の役割・権限を制度化して、国家的規模の政治的一体性を確立させているものと考えられる。

以上の当該期における変化を寛文・延宝期との関わりでまとめれば、「人」から「職」へと移行し形を整えた幕府官僚制が、最終的に上方だけでなく全国規模で「職」と「職」の相互関係を構築して全国を覆う官僚制機構が確立することとなった。一方領主制に注目してみれば、寛文期の將軍による統一的知行体系の掌握や藩政確立を踏まえて、幕府官僚制機構を再編しながら、最終的に全国の大名が一斉に藩として定着していくものであった。^① また宝暦―天明期との繋がりでいえば、平川新氏が近世中後期の畿内で展開した国訴を分析して明らかにしているように、地域主義という観点からは、国家に対して地域の成り立ちを主張する幕府官僚が登場し、また国家の役割という観点からは、地域間矛盾の調停・調整を行う統一権力としての幕府の役割が重要になり、さらにはその限界が露呈し始めると位置づけられるだろう。

最後に本稿で明らかにしたことを踏まえ、今後の課題を述べて結びとしたい。第一に、本稿では当該期の変化を譜代大名に視点を据えて論じてきたが、行論中にも触れてきたように、全国の大名を含めて全体像を明らかにする必要があることである。例えば、元禄一〇年(一六九七)六月に藩の個別領主権を確定する自分仕置令が出され、生類憐み政策に関連する第三条目が削除されて『御触書寛保集成』に収録され、以後法令として機能していくからである。^③ この法令に関しては、勿論五代將軍綱吉の個性を軽視すべきではないが、吉宗政権後期に至るまでの権力構造上必要なものであったと考えられる。幕府と藩、さらに国家と地域の関係が連動して大きな転換を遂げていると考えられ、その相互関連性の解明が必要であるといえるだろう。

第二に、政治的側面を中心に論じてきたが、経済的側面との関連性を踏まえた当該期の変化の全体像を明らかにする必要があることである。はじめにでも述べたが、当該期には機構でいえば勘定所の再編があり、政策でいえば元禄から元文年間に繰り返された貨幣改鑄がある。^④ また都市では町共同体が変容するとともに、三井をはじめとする大商人・大店が成

長して対極に下層社会が広範に展開し、さらに農村では地主や豪農が成長していくこととなる。江戸を中心にして権力と資本が相互補完関係をなしながら列島社会を覆い始めていると考えられ、日本史全体を射程に収めた当該期の歴史的评价が必要な段階といえるだろう。

- ① 藤井讓治「家網政権論」(同『幕藩領主の権力構造』(岩波書店、二〇二)、初出は一九八〇)。
- ② 平川新「地域主義と国家——国訴と幕府の対応——」(同『紛争と世論——近世民衆の政治参加——』(東京大学出版会、一九九六)、同「交差する地域社会と権力——江戸幕府の経済政策と地域編制——」(『歴史評論』六三五、二〇〇三)。
- ③ 平松義郎「旗本の刑罰権」(『法制史研究』九、一九五九、塚本学「幕藩関係からみた生類憐み政策」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和五四年度、一九八〇)、藤井讓治「元禄宝永期の幕令——「仰出之留」を素材に——」(前掲藤井著、初出は一九七六、二二二—二三五頁)。
- ④ 前掲大石俱三郎著等参照。
- ⑤ 佐々木潤之介「幕末社会論——「世直し状況」研究序論——」(塙书房、一九六九)、久留島浩・吉田伸之編『近世の社会的権力——権威とヘゲモニー——』(山川出版社、一九九六)、吉田伸之「近世都市社会の身分構造」(東京大学出版会、一九九八)等参照。

(京都府立大学講師)

Reorganization of the Early-Modern Rule of the Kamigata Region

by

FUJIMOTO Hitofumi

This article clarifies the re-organization of the rule by the Edo Shogunate of the Kamigata region in the period of the late 17th through early 18th century. Major characteristics of this period are a sudden decrease of abrupt re-assignments of lords to new domains in the Kamigata region and the stabilization of *fudai daimyō* (feudal lords whose forebears had been allies of the Tokugawa), who had been repeatedly transferred, throughout the nation. In this article I focus on linked occurrence of those two changes in an attempt to elucidate their relationship to re-organization of rule on a nation-wide basis.

The form, role, and authority of the Kyoto magistrates who were Shogunate bureaucrats and *fudai daimyō* had not yet been distinguished in the Kamigata of the 17th century, and governance in Kamigata developed on the basis of consultation between the two groups. From the late 17th through the early 18th century, the two sides were ultimately distinguished, and the *fudai daimyo* were incorporated into the military system headed by the shogun in the same manner as the *tōzama daimyō* (descendants of the lords who had opposed the Tokugawa), and the Kyoto magistrate and the Ōsakajō-dai (proxy magistrate at Ōsaka Castle), the organs of Shogunate rule, came to govern the Kamigata region with a certain degree of innovation under the system of national rule led by *rōjū* (literally “elders”).